

山梨県立大学

公立大学法人化に向けての基本的な考え方

平成20年3月
山 梨 県

はじめに

山梨県立大学は、県立女子短期大学を改組転換するとともに県立看護大学と統合し、国際政策・人間福祉・看護の3学部と看護学研究科からなる4年制大学として、平成17年4月に開学した。

建学の理念を「グローバル（Global + Local）な知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」とし、開学から約3年を経て、教育研究と地域貢献の各分野で着実に成果を挙げつつある。

県立大学は、平成20年度に学年進行が完成するが、さらに建学の理念に沿って、地域ニーズや時代の要請に応じていくことが求められている。

このためには、社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成、山梨県が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献、これらを実現するための大学改革の推進に向け、より機動性のある体制の下、自主・自律性を確保した大学運営を図る必要がある。

このような見地から山梨県立大学の運営形態を見直すこととし、公立大学法人制度の導入を「チャレンジ山梨行動計画」及び「山梨県行政改革大綱」に位置付けたところである。

— チャレンジ山梨行動計画・山梨県行政改革大綱（平成19年12月） —

自主的・自律的な法人運営のもと、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、個性豊かな魅力ある大学づくりを推進するとともに、経営の効率化を図るため、県立大学の法人化を進めます。

この基本的な考え方は、県立大学の公立大学法人化を進めるに当たり、関係者が共通の認識を持って取り組むことができるようにするため、公立大学法人化の意義、公立大学法人化に当たっての基本的視点、公立大学法人の枠組みづくりの基本的な方向について取りまとめたものである。

公立大学法人化の意義

県立大学が公立大学法人に移行することにより、大学運営において次のような効果が期待できる。

現状の県立大学は、県の行政組織のひとつであることの制約があるが、法人責任者のリーダーシップの下に、機動性のある意思決定が可能となる。

法人化を契機として、大学の自主・自律的な判断に基づく弾力的な予算執行や人事管理が可能となり、効率的な大学運営が図られる。

中長期的視点に立った目標と計画が定められるとともに、それらの内容や財務諸表等が公表されることから、透明性の高い大学運営が図られる。

公立大学法人化に当たっての基本的視点

県立大学がその基本理念を踏まえ、魅力ある大学として将来にわたり発展し続けることができるよう公立大学法人制度のメリットを最大限に生かした運営体制と諸制度の構築を目指すものとする。

法人の運営・組織体制については、法人責任者のリーダーシップが発揮できる体制の下に、外部の意見を反映させながら、大学運営に関する責任と権限が明確で、機動性の高い体制の構築を目指す。

人事制度については、教職員の身分が地方公務員法の適用外となる点を生かし、教育研究や地域貢献に資する多様な任用制度や勤務時間制度等の構築を目指す。財務会計制度については、企業会計原則を基礎とする事後チェックを重視した柔軟で弾力的な制度の構築を目指す。また、説明責任を果たせるよう透明性が確保された公開制度の構築を検討していく。

法人の中期目標・中期計画については、地域と時代のニーズに対応する教育研究などの活動を自主・自律的に行うために重要なものであることから、県と大学が連携して検討していく。

公立大学法人の枠組みづくりの基本的な方向

運営・組織

法人の基本的事項

公立大学法人制度の導入時期は、平成22年4月とする。

法人の名称は、「公立大学法人山梨県立大学」を基本とする。

《制度概要》

- ・公立大学法人は、その名称中に、「公立大学法人」という文字を用いなければならない。【法第68条第1項】

「法」は「地方独立行政法人法」の略称（以下、同じ）

法人の運営・組織等

法人の理事長と大学の学長の設置形態については、法の原則に基づき、理事長（学長）のリーダーシップの下に大学運営を推進するため、理事長が学長となることを基本に検討する。

《制度概要》

- ・法人の理事長は原則として大学の学長となる。ただし、定款で学長を理事長と別に任命することもできる。【法第71条第1項】

大学運営の重要事項についての合議制による適正な意思決定を行うため、理事会（役員会）を設置することを基本に検討する。

《制度概要》

- ・理事会（役員会）に係る法の規定はなく、理事会（役員会）の設置の有無、権限等については、裁量に委ねられている。

法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議機関と大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関を設置する。両機関とも、理事長（学長）に答申・具申することを基本に、民間的発想や外部の視点を取り入れられるよう学外者の登用を検討する。

《制度概要》

- ・経営審議機関は、経営に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、理事長、副理事長、その他の者により構成される。【法第77条第1・2項】
- ・教育研究審議機関は、教育研究に関する重要事項を審議する法定必置機関であり、学長、学部長、その他の者により構成される。【法第77条第3・4項】

学長を選考するために、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者で構成する学長選考機関については、その構成する人数や選考方法等を検討する。

《制度概要》

- ・学長は、法定必置機関である学長選考機関が選考する。
【法第71条第3項・第5項】
- ・学長選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者により構成する。
【法第71条第4項】
- ・学長選考機関における学長の選考方法については、法の規定はない。

教員の負担を軽減し、教育研究活動を十分行える環境を確保するため、教授会の審議事項を整理・精選するとともに、教育研究審議機関などの新たな組織との役割分担について検討する。

人 事

身分と人事制度

公立大学法人の教員の身分は、地方公務員法の適用除外となることから、大学の人事戦略に基づく任用が可能となる法人化のメリットを生かすことができるように、任期付教員、パートタイム教員など多様な任用制度の導入について検討する。事務職員については、当面、県からの派遣とし、事務局機能の強化が図られるようプロパー職員の採用やアウトソーシングの活用等についても検討する。

《制度概要》

- ・地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。
【法第20条】
- ・移行型一般地方独立行政法人の成立の際、当該設立団体の条例で定める職員は、別に辞令を発せられない限り、当該法人の成立の日において当該法人の職員となる。
【法第59条第2項】

勤務時間等

法人化に伴い、新たに就業規則を定める必要があるが、本務に支障が生じないように留意する中で、教育研究に従事する教員等の職務の特殊性に配慮した多様な勤務形態と勤務時間制度、教育研究や地域貢献に資する兼職・兼業の緩和などについて検討する。

《制度概要》

- ・公立大学法人は一般地方独立行政法人であり、役員及び職員が地方公務員の身分を持たない。（地方公務員法や条例、規則から労働基準法をはじめとする一般の労働法規へ移行する。）

給与制度

教職員の給与は、現状の給与水準を基本に、県職員との均衡を考慮しながら適正な給与体系の構築等について検討する。また、教職員の業績を適切に評価するシステムや、その結果が給与等へ反映できる制度についても検討する。

《制度概要》

- ・ 職員の給与は、業務の実績と社会一般の情勢に見合った基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに公表しなければならない。 【法第57条第1・2・3項】

財務会計

予算措置

法人が業務を確実に遂行するため、県は、所要の運営費交付金を交付するものとするが、交付金の算定方法や施設整備等で特別に必要となる経費の財源措置のあり方について検討する。

《制度概要》

- ・ 設立団体は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 【法第42条】

法人の収入は、運営費交付金、学生納付金などに加えて、受託研究や有料事業など外部資金の導入の自由度が高くなることから、これらを積極的に導入できる方策を検討する。

財務会計

法人化後は、企業会計原則を基礎とする地方独立行政法人会計基準が適用されることから、複数年にわたる予算執行など柔軟で弾力的な会計制度を検討する。また、財務会計システムについては、先行する公立大学法人の経験等を踏まえ、効率的なシステムを構築し、円滑に移行できるよう検討する。

法人の財務会計の透明性を高めるため、財務諸表や事業報告書をホームページ等により積極的に公表する。

《制度概要》

- ・ 法人の会計は、原則として企業会計原則による。 【法第33条】
- ・ 法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、設立団体の長の承認を受けなければならない。 【法第34条第1項】
- ・ 法人は、設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく財務諸表を公告し、一般の閲覧に供しなければならない。 【法第34条第4項】

法人の財産

法人の財産については、法人が確実に業務を実施するために必要な財産を引き継ぐことを基本に、出資等の方法や範囲について検討する。

《制度概要》

- ・ 公立大学法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。 【法第6条第1項】
- ・ 公立大学法人に出資できるのは、地方公共団体に限られる。 【法第6条第2項】
- ・ 法人の設立団体である地方公共団体は、法人の資本金の額の2分の1以上に相当する財産を出資しなければならない。 【法第6条第3項】

目標・評価

中長期的な目標・計画

法人が達成すべき事項について、県と大学が連携して検討を進め、中期目標・中期計画を策定する。

【中期目標で定める基本項目】

中期目標の期間（6年）

教育研究の質の向上に関する事項

業務運営の改善及び効率化に関する事項

財務内容の改善に関する事項

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評

価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

《制度概要》

- ・ 設立団体の長は、6年間の法人が達成すべき業務運営に関する目標を法人の意見を聴きながら定め、これを法人に指示するとともに、公表しなければならない。 【法第25条、第78条】
- ・ 法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。 【法第26条】

評価システム

評価委員会は、公立大学法人の評価を行う機関となることから、公立大学の特性に配慮し、委員には大学評価に関する有識者の参加を得ることを前提として、そのあり方について検討する。

【地方独立行政法人評価委員会の主な所掌事務】

設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見
中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
各事業年度における業務の実績についての評価
中期目標期間における業務の実績についての評価
設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見
重要な財産の処分をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見

《制度概要》

- ・ 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、地方独立行政法人評価委員会を置く。 【法第11条第1項】
- ・ 評価委員会の組織及び委員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。 【法第11条第3項】

中期目標、中期計画、評価結果等の公表のほか、情報公開を推進するための方策を検討する。

資 料

公立大学法人化に向けたスケジュール